

消費者と不動産業者をつなぐ宅建情報誌

あいち

2014 July

7

信頼と安心の
ハトマーク



平成26年6月20日発行
通巻453号
昭和61年7月12日

特集 ■ 業協会・保証協会愛知本部 定時総会開催

伝統産業のあるまち「豊田・小原和紙」



公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会発行



就任のあいさつ

公益社団法人
愛知県宅地建物取引業協会

会長 木全 紘一



平成26年度の定時総会において、会長という大役を仰せつかり、責任の重大さを実感しながら、ご挨拶申し上げます。

現在の不動産業界は、政府の諸政策により徐々に明るい兆しが見えてきているものの、消費税率の改定による影響など、将来に亘る見通しが不透明な状況であります。

そのような中、本会の会員は愛知県下の不動産事業者の9割を占めていることから、本会事業が愛知の不動産事業者に対する消費者の信頼に直結していることは疑いようもなく、一層の会員事業者の社会的な地位向上のために会員の目線に立った各種事業に力を入れて実施していきます。

公益事業としては、宅地建物を適正に取引できる人材を輩出するための宅地建物取引主任者資格試験・各種研修会・一般消費者向け不動産セミナー、さらに、より高度かつ専門的な知識の修得を目的とした不動産キャリアサポート研修制度などを実施し、業界の資質向上を図っていくとともに、トラブルの未然防止及び早期解決を図ることを目的とした不動産無料相談や、情報提供事業としての広報誌やホームページを通じ、消費者が一層安心して安全な取引がなされるよう、今まで以上に公益性を高めながら事業展開をしていきたいと思っております。

会員支援事業につきましては、昨年度、一層の拡充を目的として、愛知宅建サポート株式会社を設立し、保険代理店事業等、会員の皆様にご利用頂ける各種事業をご用意致しました。今後も本会は株式会社と連携し、スケールメリットを活かした事業を展開してまいります。

今後も不動産業界の健全な発展と信頼性の向上、会員業者の目線に立った協会運営を第一に掲げ、役職員一同力をあわせて邁進する所存でございますので、皆様のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶に代えさせていただきます。

CONTENTS

2 特集1 業協会・保証協会愛知本部 定時総会開催

5 特集2 本部役員紹介

6 特集3 支部長紹介

11 information

インフォメーション

- 平成26年度 宅地建物取引主任者資格試験 (宅建試験)
- 販売物一覧
- 不動産に関するお悩みは不動産無料相談所へ
- 不動産キャリアパーソン
- 不動産コンサルティング基礎教育講座受講案内
- 宅地建物取引主任者賠償責任補償制度のご案内
- 「一人暮らしに関する意識調査」アンケート結果
- 名古屋市長・愛知県議会議長・名古屋市長顧問委嘱
- 免許更新はお早めに！支部へ書類・写真提出も必要です！

今月の表紙



伝統産業のあるまち

「豊田・小原和紙」

(豊田市永太郎町洞)

豊田市小原地区(旧小原村)は室町時代から「紙の里」として知られてきました。小原和紙には実用品である伝統的な和紙と、昭和に生まれた美術工芸作品としての小原工芸和紙があり、今は小原工芸和紙が小原を代表する和紙になっています。写真は「豊田市和紙のふるさと」で、小原工芸和紙の魅力に触れられる「和紙展示館」と和紙作りを体験できる「和紙工芸館」があり、自然に囲まれた広大な敷地には、和紙原料植物の見本園や遊歩道なども整備され、四季桜や紅葉など四季折々に楽しめます。

【豊田市和紙のふるさと】

TEL: 0586-28-9131

◆和紙展示館: 入館料200円(和紙工芸館は入館料無料)

◆開館時間/9:00~16:30

◆休館日/月曜(月曜が休日の場合は開館)及び12/28~1/3

<http://www.washinofurusato.jp/>

倫 理 綱 領

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信託にこたえることを誓うものである。

1. 我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
1. 我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるよう常に人格と専門的知識の向上に努める。
1. 我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
1. 我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
1. 我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。

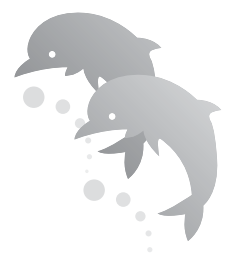
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会

本部事務局夏期休暇のお知らせ

本部事務局は、8月12日(火)～8月15日(金)まで
夏期休暇とさせていただきます。

事務連絡等ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。



(公社)愛知県宅地建物取引業協会 平成26年度定時総会開催

(公社)愛知県宅地建物取引業協会は5月28日午後1時からキャッスルプラザにおいて平成26年度定時総会を開催しました。

総会は、4,540名(委任状を含む)の会員が出席し、糸善夫総務財政副委員長の司会により、加治佐健二副会長による開会のことばにはじまり、山田美喜男会長、伊藤博全宅連会長のあいさつの後、来賓祝辞があり、大村秀章愛知県知事より、「2年前、全国に先駆けて公益社団法人に移行したことは愛知県宅建協会の組織や活動が全国の模範となるということの証左でございますので、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。国民の大きな資産が宅地建物ですから、それが適正に流通して活用されていくということが経済のベースだと思います。引き続き宅建協会の皆様と一緒に、この地域経済の発展のためにも、不動産の流通・活用に取り組んでいきたいと思っています。さて、愛知県では3月に「あいちビジョン2020」をつくりました。2027年のリニアを見据えながら当面する2020年までの大きな取り組みの方向をつくりました。何と云ってもリニアがやってくると、それに向けてどのような受け皿をつくるか、日本一の産業力である愛知をどのように伸ばしていくかを大きな柱として位置づけました。自動車産業はもちろんですが、先月、小牧の県営名古屋空港にある三菱の工場へ行き、MRJ機体を見に行きました。90人乗りの日本初のビジネスジェット機ですが、実物を工場建屋の中で見ますと、まさに壮観です。秋には第1号機ができるということで楽しみにしています。子どもたちの修学旅行や社会見学など、人が集まってくる素晴らしいものができるのではと大いに期待しています。

やはり2027年のリニアに向けて環境影響評価に向けての対策もやっていますが、我々は何と云っても名古屋市、中部整備局、JR東海と一緒に、名古屋駅の用地も確保して、スーパーターミナル化をやらなければいけないということです。在来線と東海道新幹線にリニアの新幹線は直角にぶつかるものですから、東口何百メートル、西口何百メートルを用地買収しなければなりません。その用地を確保して名古屋駅をつくらないと東京～中津川で開業できません。そこが一番の難関であることは間違いないので、これは我々も全力を挙げて、そして関係の国、県、市、そしてJR東海と全力を挙げてこれをつくっていきたいです。全国的には2020年東京オリンピックまでは景気は上向くが、オリンピックが終わったら非常に厳しいんじゃないかと言われていますが、この名古屋・愛知は、2027年という次の目標がありますから、この名古屋のスーパーターミナル化と、それに連なる日本一の産業力の愛知をどう盛り上げていくか、これも皆様と一緒にしっかり考え、そして実行していきたいと思っています。これからやることもたくさんありますが、どうかこの愛知・名古屋の地域経済を大いに盛り上げてきていただいた宅建協会の皆様、会員の皆様と、引き続きこれからもスクラムを組んでこの地域の発展のために頑張っていきたいと思っています。宅建協会の皆様のご発展、会員の皆様のご隆盛を心からご祈念申し上げます。」との祝辞を賜りました。

続いて、渡辺秀樹国土交通省中部地方整備局副局長より、「愛知は自動車産業などの製造業が引き続き好調であることに加え、リニア新幹線の開通など、



山田美喜男
会長



伊藤博
全宅連会長



大村秀章
愛知県知事



渡辺秀樹 国土交通省
中部地方整備局副局長



田宮正道
名古屋市副市長

全国的にも注目を浴びている地域であり、去る3月の地価公示でも、住宅地及び商業地共に上昇となっており、特にこのリニアの影響もあり、名古屋駅の西口側は、商業地での上昇率が全国第1位という地域となっています。また、新設住宅着工戸数についても、上昇傾向を示しているところです。国土交通省としては、このような動きを一層推進し、不動産取引の活性化を推進していくということが極めて重要なことであると思っています。こうしたことから平成26年度予算において、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長、それから老朽化マンションの建替えや認定長期優良住宅の取得などに関する税の特例措置の創設・延長などの施策を盛り込んだところです。来年度についても、期限切れを迎える特例措置等がいくつかありますので、そういった措置の延長や拡充をはじめとする税制の議論が今後、本格的に始まってくるものと思っています。ここで、宅建業に関する最近の話題を紹介します。宅建主任者を宅地建物取引士への改称を柱とする宅建業法の改正案については、伊藤会長から太田大臣に実現への要望がなされたと同っています。また、不動産のインターネット取引については、本省で検討会を設置したところであり、今後、実証実験を経て、年内には最終取りまとめが公表される予定と聞いており、改正となれば、不動産取引に大きなインパクトを与えるものになると考えています。不動産業は国民生活や経済活動の基盤をなす我が国の基幹産業です。中部地方整備局としても、不動産業の現状をしっかりと把握し、皆様との連携をさらに深めながら、市場の活性化に資する諸施策の推進に努めてまいりたいと考えていますので、今後とも一層のお力添えをお願い申し上げます。」との祝辞を賜りました。

次に、田宮正道名古屋市副市長より、「名古屋市のまちづくりについて、河村たかし市長の思いを少しご披露させていただきます。名古屋のまちづくりというのは本当に大きな曲がり角に来ており、このままりニア開業を迎えても、今までのように手をこまねいては、東京の巨大な衛星都市や、乗りかえ拠点ということに甘んじてしまうこととなります。名古屋港では毎年貿易黒字が出ていますので、そのお金をこの地元に投資をしていただいて、ベルリン、ウィーン、名古屋と言われるぐらいのおもしろいまちづくりをしていきたいというのが市長の今の思いです。そういうことで、リニアについては環境アセスメントがほぼ最終段階にかかっており、この秋にも事業着手をされるということです。駅の用地をどう確保するかということが大変な問題にもなっ

てますが、それに合わせて、この名古屋駅周辺のまちづくりをどう進めるか構想の検討を進めています。その中で名古屋駅の大改造を考えており、名古屋駅はなかなか乗り換えがわかりにくいとか大きなスーツケースを持って階段を歩いて昇り降りしなければいけないなど伺っています。せっかく東京から40分で名古屋へ来ていただいたら、スムーズにわかりやすく乗り換えをしていただけるなど、JR東海や名鉄、近鉄と一緒にその構想を検討しているところです。ただ、名古屋駅だけの話ではないと思っており、栄、大須、名古屋城、金山、熱田、港、そういった拠点での開発もしっかり進めることも市長の強い思いです。本物性にこだわった歴史まちづくりを両輪で進めて、本当にこのリニアを利用して名古屋へ行ってみようと思って、全国あるいは海外からもビジネスマン、観光客の皆さんが名古屋に来ていただけるようなまちづくりを進めていきたいと考えています。ここで忘れてはならないのは南海トラフの巨大地震です。この3月に市独自の被害想定を出しました。死傷者や建物の全半壊等、巨大な被害が想定されています。ただし建物の耐震化や家具の固定、あるいは避難の円滑化、避難ビルの整備などを進めれば、被害を4分の1には減らすことができるということも公表しておりますが、限りなくゼロに近づけるように、防災・減災のまちづくりを進めていき、今年度中には地震災害対策の実施計画や国土強靱化計画の地域計画などを策定しながら、防災・減災の対策をより一層強力に進めていきたいと考えています。こうした安心・安全で活力と魅力あふれるまちづくりを進めていくにあたり、現場の不動産を扱っていただいている皆様のご理解とご協力が不可欠ですので、今後一層ご理解・ご協力をお願い申し上げます。」との祝辞を賜りました。

その後、議長に木全紘一副会長を選出、諸役の指名が行われたのち、議事に入りました。



(左から) 梅田専務・夏目副会長・深谷副会長・木全会長・岡本副会長・高山副会長

■承認された審議事項は次の通りです。■

各議案の詳細については総会議案書を参照して下さい。

第1号議案 平成25年度事業報告承認の件

提案者：伊藤亘総務財政委員長／事業監査報告：藤田一彦監事

平成25年度事業報告について報告され、承認されました。

1. 宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための人材の輩出及び高度な人材の育成並びに優良な事業者の拡大に関する事業(公益目的事業1)
2. 宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための相談、講習会等の普及啓発活動等に関する事業(公益目的事業2)
3. 不動産取引等に関する人材育成及び普及啓発並びに不動産流通市場の活性化等を行うとともに、宅地建物取引業を通じた地域社会等への貢献及び会員の業務に対する支援等を行う事業(その他事業)
4. 行政所管課、関係諸団体との連携
5. 公益社団法人移行後の運営対応、並びに組織体制整備に関する検討
6. 会員支援の拡充・強化に向けた対応
7. その他

第2号議案 平成25年度決算報告承認の件

提案者：伊藤亘総務財政委員長／会計監査報告：石川博之監事

平成25年度収支決算書について報告され、承認されました。

第3号議案 理事・監事選出承認の件

提案者：深谷政次理事資格審査委員長・監事候補者推せん委員長

理事資格審査委員長兼監事候補者推せん委員長より、選出された理事52名、監事4名が報告され、可決・承認されました。

【報告事項】

(1) 平成26年度事業計画の件

報告者：深谷政次専務理事

1. 宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための人材の輩出及び高度な人材の育成並びに優良な事業者の拡大に関する事業(公益目的事業1)
2. 宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための相談、講習会等の普及啓発活動等に関する事業(公益目的事業2)
3. 不動産取引等に関する人材育成及び普及啓発並びに不動産流通市場の活性化等を行うとともに、宅地建物取引業を通じた地域社会等への貢献及び会員の業務に対する支援等を行う事業(その他事業)
4. 行政所管課、関係諸団体との連携
5. 公益社団法人としての運営対応、並びに組織体制整備に関する検討
6. 会員支援の拡充・強化に向けた対応
7. その他

(2) 平成26年度収支予算の件

報告者：伊藤亘総務財政委員長

(3) 定款施行規則一部改正報告の件

報告者：伊藤亘総務財政委員長

報告事項終了後、別室にて理事会が開催され、会長及び副会長、専務理事の選出を行いました。そこでは5月14日に開催された会長候補者選出委員会において、会長候補者には木全紘一(西尾張支部)氏が選出されたことが報告され、採決したところ賛成多数で承認されました。

引き続き、新会長より副会長の選出について、岡本大忍(名南東支部)、深谷政次(知多支部)、夏目彰一(東三河支部)、高山初夫(北尾張支部)の各氏が、専務理事には梅田武久(中支部)氏が提案され、それぞれ賛成多数で承認されました。

理事会終了後、総会会場において新しい会長・副会長・専務理事が紹介されました。

(公社)全国宅地建物取引業保証協会 愛知本部 平成26年度定時総会開催

業協会総会前の同会場において、午前11時00分から(公社)全国宅地建物取引業保証協会愛知本部が平成26年度定時総会を開催しました。

報告事項

- | | | |
|--------------------------|----------|-----------------|
| (1)平成25年度事業報告の件 | 同 事業監査報告 | (4)平成26年度事業計画の件 |
| (2)平成25年度決算報告の件 | 同 会計監査報告 | (5)平成26年度収支予算の件 |
| (3)中央本部平成26年度事業計画・収支予算の件 | | |

第1号議案 役職者(幹事・監査)の選任の件

可決・承認されました。

本部役員紹介

本部運営等についての抱負を語っていただきました。



会長

きまた こういち
木全 紘一 (西尾張) ■商号/木全建築設計不動産部
 ■趣味/ゴルフ・園芸



副会長

おかもと たいにん
岡本 大忍 (名南東)
 ■商号/(株)岳新住建
 ■趣味/ソフトボール・野球観戦

抱負 前期に引き続き副会長を拝命致しました。新体制でのスタートに当たり、微力ですが、会長を補佐し、「筆頭副会長」としての自覚をもって、公益事業および会員支援事業に精一杯取り組んでまいります。会員の皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。



副会長

ふかや まさつぐ
深谷 政次 (知多)
 ■商号/協栄不動産
 ■趣味/ゴルフ・旅行

抱負 専務理事職時代には、会員の皆様にはご協力して頂きまして、大変ありがとうございました。今年度からは、副会長として会長の思いを支部、委員会等で伝え、開かれた協会運営に努めて参ります。また、倫理綱領に基づいた業務を行って頂けるように、協会事業を進めていきたいと思えます。微力ではありますが、会員との対話と協調、また、パイプ役として努めていきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。



副会長

なつめ しょういち
夏目 彰一 (東三河)
 ■商号/(株)ランディック
 ■趣味/活字を追うこと・地図を眺めること

抱負 この度、副会長を拝命することとなり、今まで以上に責務の重さに身の引き締まる思いです。公益社団法人移行に続き、宅地建物取引士の名称変更も目前となりました。微力ではありますが、業界のさらなる発展と社会的地位向上のため一汗も二汗も流させていただきます。



副会長

たかやま はつお
高山 初夫 (北尾張)
 ■商号/(株)豊栄土地
 ■趣味/空手道・レース鳩飼育

抱負 この度、副会長を拝命致しました。この責任の重さを自覚し会長をサポートし、時代の風を読み、会員の声に耳を澄まし、腰を折り、身を屈め、役員理事各位と一致協力し、公益社団法人としての消費者保護はもちろんの事、不動産業界、業協会の発展、会員への業務支援、会員の為の組織への原点回帰の為に「我 泥中に尾を曳く」を御誓い申し上げます。



専務理事

うめだ たけひさ
梅田 武久 (中)
 ■商号/(株)東海ホームセンター
 ■趣味/ゴルフ・陶芸・旅行

抱負 この度、専務理事の任を拝命することになり、協会の事業運営に微力ながら精励する所存であります。業界の発展と信頼の向上及び協会の更なる充実を図るため、会長をはじめ、副会長・理事の方と協力し業務を行ってまいります。今後とも会員の皆様には一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

支 部 長 紹 介

支部運営等についての抱負を語っていただきました。



東名支部

おくい としかず
奥井 俊一

■商号/朝日総合商事
■趣味/釣り・ゴルフ

抱負

前期に引き続き、支部長を拝命することになり、光栄に存じておりますとともに、その重責を痛感しております。公益法人として、社会的役割の重要性を踏まえ「調和ある運営」に努め、地域事業、消費者保護事業、人材育成事業等を行い、社会に貢献し、支部、業界の発展に努力する所存であります。微力ではありますが、会員の皆様のご協力ご支援をお願い申し上げます。



名西支部

ふたむら でんじ
二村 伝治

■商号/積村ビル管理(株)
■趣味/ツーリング(ハーレイ)

抱負

前期に引き続き、支部長を拝命することになり、職責の重さを感じつつ公益社団法人ではありますが、会員の為の協会である事を忘れず、微力ではありますが全力で支部運営をさせていただきますので、会員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



名南東支部

いとう わたる
伊藤 巨

■商号/伊藤商店
■趣味/旅行

抱負

支部長として三期目の職を拝命しました。これまで同様、支部運営の職責の重さを感じつつも、公益法人としての研修会や、地域事業など、公益性を意識しながら消費者や会員のために事業を行ってまいります。また、本部事業にも微力ながら協力し、協会の発展にも努めますので、会員の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。



名南西支部

はたの しょういち
波多野 昭一

■商号/(有)波多野不動産事務所
■趣味/乗馬

抱負

前期に続き支部長を拝命する事となりました。公益社団法人としての理念を常に持ち、協会の目的達成の為、自らの使命を全うすべく摩擦を恐れる事なく行動をして参りますので皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



名南支部

かわい やすひと
河合 保人

■商号/(株)中競不動産
■趣味/カート・ドライブ・海釣り

抱負

名南支部会員の皆様が積極的に支部運営に参画いただき、お客様の利益を守る不動産業者団体支部としての役割を伝え続けます。
1. 税が変わり、法が変わり、判決判例が増えたら学び、お客様の利益を守る使命を伝え続けます。(支部企画研修、県下統一研修会への参加呼びかけ) 2. 小さな子供さんは未来のお客様~地域事業では協会や会員さんを紹介しています。毎年子供さんの笑顔をたくさん見ます。しかしながら無関心な会員さんもたくさんおられます。(会員の皆さんが出来るだけ多くアピールする場となるよう仕組みや企画を作っていきます)



名城支部

ふるさわ しげまさ
古澤 茂雅

■商号/(株)伊藤壽産業
■趣味/スポーツ観戦(特にラグビー)

抱負

この度、支部長職を拝命することとなり、職責の重さを痛感し身の引き締まる思いです。会員の皆様のお力をお借りして微力ではございますが、一生懸命支部事業に取り組んでいきたいと思っております。皆様のご協力をお願い申し上げます。



中支部

うめだ たけひさ
梅田 武久

■商号/(株)東海ホームセンター
■趣味/ゴルフ・陶芸・旅行

抱負

前期に引き続き三期目の支部長を拝命し重責に大変身の引き締まる思いです。微力ではありますが、本部との連携を密にしながら支部運営を行い、又、業界発展のため、誠心誠意会務に精励する所存であります。業界を取り巻く環境変化は大きいものではあります。会員の皆様の事業に役立つ研修会や情報提供事業の実施、また、地域との交流を図りハトマークのPR活動に重点を置き、支部運営に取り組んでいきたいと思っております。会員各位のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。



東三河支部

とりのい はるお
鳥居 春男

■商号／(有)鳥居住宅
■趣味／旅行

抱負 夏目支部長の副会長就任に伴い、重責である支部長の職を拝命することになりました。本年度の消費税増税に伴い、住宅産業に於いて、昨年は駆け込み需要があったように思います。我々不動産業界に景気が戻ることを願って止みません。今後は、支部、協会発展のために、今まで以上に身を引き締めて頑張っていきますので、会員の皆様方のご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

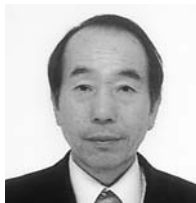


西三河支部

おおたか としゆき
大高 利之

■商号／(有)大高不動産事務所
■趣味／きこり・J a z z鑑賞

抱負 西三河支部の支部長を拝命致しました大高です。これまで二期に渡り会員の資質並びに協会の信頼性の向上を目的に協会運営に努めて参りました。三期目におきましても、これまで以上に研修会を充実させ、社会活動・地域活動に力を注ぎ協会の発展に寄与したいと考えております。



碧海支部

くめ よしお
桑 善夫

■商号／東海ハウス(株)
■趣味／旅行・ゴルフ

抱負 前期に引き続き支部長の大役を拝命することになり、この任務の重大さに身の引き締まる思いであります。つきましては微力ではありますが、今日まで二期にわたる支部長経験を生かして、業界の発展に寄与すべく、支部会員の増強と信頼性の向上、さらに健全で透明性のある支部運営に誠心誠意努力いたす所存でございます。この為には役職員の皆様との連携を取りながら、会員の為の支部長としての役割に精励いたす所存でありますので、今後会員の皆様温かいご支援と、一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



豊田支部

みつおか しんご
光岡 新吾

■商号／新成不動産(株)
■趣味／ゴルフ・読書・B級グルメ・温泉

抱負 二期目の支部長を拝命しました光岡でございます。今期は更なる豊田支部の活性化を目指し、次の3つについて実践していく所存でございます。1つ目は、支部会員さんの交流の場を増やすべく、新しい2つのクラブを設立し、会員相互の情報交換、意見交換等を活発に行うことにより、仕事の円滑化、ノウハウの共有、効率化等を図れるようにしていきます。2つ目は支部研修会において会員支援となるような実務に沿った内容を考えていきます。そして3つ目は支部事業の見直しをしていきます。今期もどうぞよろしくお願いいたします。



知多支部

かがみ きょういち
鏡味 享一

■商号／ウエノガラス(株)
■趣味／園芸

抱負 会員に倫理綱領を周知し、この意味をしっかりと理解して頂き、肝に銘じ業務に励むようにしていきたいと思っています。又、会員の為になるよう前向きにそして意見をよく聞きながら、支部運営に努めていきたいと思っています。



東尾張支部

よねたに まさひろ
米谷 雅弘

■商号／(株)ハウスウッドワン
■趣味／ツーリング・アウトドア全般

抱負 会員減少に歯止めをかける事はもちろんの事、東尾張支部に入っていて良かったと思える支部創りに取り組みます。会員同士の交流・親睦によって、信頼感を高め、会員間取引の増加につながるよう努めると共に、行政や関係機関との結びつきを深め、地域から信頼される不動産業者の団体となります。



西尾張支部

いわたら せいじ
岩村 清司

■商号／トップハウジング(株)
■趣味／野球・ゴルフ

抱負 ふたご座 B型の私は、典型的な楽道家と友人からよく言われます。自己分析の性格は大胆で細心だと思っていますが…スポーツ好きで、音楽好きで趣味が多く自分でも趣味はと聞かれると一つに絞ることができませんが、現在は軟式野球とゴルフと答えています。又、動物が好きでペットの犬との屋敷が大好きです。支部長を務めることになり、瞬間湯沸器と言われる程短気な性格(自認しています)を直すよう努力し、皆さんに迷惑をかけないように心懸けてきました。支部運営では危機管理とコンプライアンスの向上、今年度はより丁寧な運営を行い会長輩出支部として恥じない西尾張支部でありたいと願っています。



北尾張支部

よねやま としお
米山 敏夫

■商号／愛和住研(株)
■趣味／テニス・パドミントン・釣り

抱負 高山前支部長の本部副会長就任に伴い、支部長を拝命することになりました。その重責を十分に認識し、更なる精進を心がけてまいります。協会はいくまで、会員あつての協会と考えておりますが、私の力など微々たるものに過ぎません。会員、役員の皆様方のご協力を賜りながら支部の運営に取り組んでまいります。皆様のご協力、ご指導をお願い申し上げます。

平成26年度 宅地建物取引主任者資格試験(宅建試験)

宅建試験は、不動産取引の専門家である宅建主任者に必要な知識を問う試験で、その内容は宅建業法のみならず、不動産取引に密接に関連する民法等の法令など多岐にわたり、最もチャレンジしやすい資格試験としても知られています。

宅建試験は一度合格すると一生有効です。ただし、宅建主任者として実際の仕事に従事する場合には、都道府県知事への登録・主任者証の交付を受けることが必要です。

● 試験日および試験時間

平成26年10月19日(日)

午後1時～3時まで(登録講習修了者は午後1時10分～午後3時まで)

● 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく誰でも受験できます。

※愛知県内で受験できる方は、愛知県内に住所(居所)を有する方のみです。

● 受験申込書配布期間

7月1日(火)～7月31日(木)

<郵送希望の場合>

A4判用紙が折らずに入る角2返信用封筒(住所・氏名を記載し、140円切手を貼付したもの)を用意して下さい。次に、この返信用封筒を、「宅建試験案内請求」と朱書した上、7月16日(水)までに、下記お問い合わせ先住所にご郵送して下さい。後日、案内を返信用封筒に封入して、お送りいたします。

● 受験申込書配布場所

(公社)愛知県宅地建物取引業協会本部および各支部、各県民生活プラザ、愛知県第一官報販売所、星野書店、丸善、ジュンク堂書店、精文館書店、宮脇書店、正文館書店、ちくさ正文館、同盟書林、紀伊國屋書店、三省堂書店、くまざわ書店、いけだ書店、ブックセンター名豊、いまじん、鎌倉文庫 ※一部書店に設置しております。

※詳細については、「愛知県宅建協会HP(<http://aichi-takken.or.jp>)→宅建取引主任者情報→宅建主任者試験案内→案内配布期間・場所」を参照下さい。

● 受験申込受付(登録講習修了者も同じ)

※必ず「試験案内」を読んで頂き、記載内容に同意した上で申し込んで下さい。

<インターネット受付>

受付期間 平成26年7月1日(火)午前9時30分～7月15日(火)午後9時59分

※受付時間に注意して下さい。

アドレス (一財)不動産適正取引推進機構 (<http://www.retio.or.jp>)

<郵送受付>

受付期間 平成26年7月1日(火)～7月31日(木) ※受付期間内の消印がある簡易書留のみ受付します。

送付先 お問い合わせ先住所

お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 宅建試験係

〒451-0031 名古屋市西区城西5-1-14 (愛知県不動産会館)

TEL:052-953-8040

信頼と安心のハトマークが各種販売物でも皆様をサポートします！

(公社)愛知県宅地建物取引業協会本部またはお近くの支部では、会員の皆様へ業務に役立つ各種契約書等を販売しております。

販売物一覧

売買契約書関係	表紙	媒介契約書関係	表紙
	土地建物（業者売主用）		一般媒介契約書
	土地建物（媒介用）		専任媒介契約書
	土地（業者売主用）		専属専任媒介契約書
	土地（媒介用）	その他	取引台帳 表紙
	中古マンション用（業者売主用）		取引台帳 用紙
	中古マンション用（媒介用）		領収証
	付帯設備等確認書（中古物件専用）		預り証
賃貸借契約書関係	表紙		会マーク入 名刺台紙
	建物賃貸借契約書（住宅用）		ハトマーク入 名刺台紙（厚）
	建物賃貸借契約書（住宅用・駐車場付用）		ハトマーク入 名刺台紙（薄）
	建物賃貸借契約書（事業用）		業務処理状況報告書
	定期建物賃貸借契約書（住宅用）	従業者名簿（B4）	
	定期建物賃貸借契約書（事業用）	従業者名簿（B5）	
	一般定期借地権設定契約書	従業者証明書	
	自動車駐車場使用契約書	角3別注封筒・角2別注封筒	
重要事項説明書関係	表紙	※名入れ封筒は500枚単位で受注。印刷代は無料です。	
	土地・建物売買用	改訂第5版 契約書式ハンドブック	
	土地売買用	改訂第5版 契約書式ハンドブック 増補版	
	中古マンション売買用		
	建物の貸借		
	宅地の貸借		
	参考資料		

※価格等の詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※支部において購入を希望される方は在庫について直接支部までご連絡下さい。

書式は宅建協会ホームページからダウンロードできます。

- ① ホームページ右上にある「会員の皆様へ（会員専用）」をクリックする。
- ② ID・パスワードを入力
- ③ 「書式のダウンロード」をクリックし「ダウンロードはこちら」から必要な書式をダウンロードする。



お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会

TEL : 052-522-2575

ホームページ <http://aichi-takken.or.jp/>

不動産取引に関するお悩みは 不動産無料相談所へ

「不動産無料相談所」では、複雑でわかりにくい不動産に関する相談に対し、永年不動産取引に精通した取引主任者資格者で相談員研修を受講した専門家が親切に対応しております。購入前の事前相談、例えば契約のこと、報酬額のこと、また業者との間に生じたトラブルの解決法、不動産に関わる問題ならどんなことでもお気軽に相談下さい。

相談日 毎週月～金(但し、祝日、その他特定日を除く) 午前10時～12時、午後1時～3時
弁護士相談場 月1回(要予約)
場所 公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
 (名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館内)
 ※メールでのお問い合わせは行っていません



・各支部においても以下の通り実施しております。

東 名	長久手市役所	毎月第2水曜日	午後1時～4時
	日進市図書館	毎月第3木曜日	午前9時30分～12時30分
名 南 西	あま市役所	毎月第2水曜日	午後1時～4時
東 三 河	豊川市プリオ市民相談室	毎月第4木曜日	午後1時～4時
西 三 河	岡崎市役所	毎月第1金曜日	午後1時～4時
碧 海	知立市役所	毎月第2火曜日	午後1時～4時
豊 田	豊田市役所	毎月第2火曜日	午後1時30分～4時30分
	大府市役所	毎月第3水曜日	午後1時30分～4時30分※8月は休み、3月は第2水曜日
知 多	半田市市民交流センター相談室	毎月第3水曜日	午後1時～4時※8月・12月は休み
	東浦町役場	毎月第2火曜日	午後1時30分～4時30分※8月は休み、2月は第2水曜日
	武豊町役場	毎月第3火曜日	午後1時30分～4時30分
	美浜町役場	毎月第2火曜日	午後1時30分～4時30分※8月・3月は休み
	常滑市役所	毎月第4水曜日	午後1時30分～4時30分※4月・8月は休み
東 尾 張	尾張旭市民会館	毎月第1水曜日	午後1時～4時
	瀬戸市文化センター	毎月第3水曜日	午前9時～12時
西 尾 張	一宮市社会福祉センター思いやり会館	毎月第3月曜日	午後1時～4時
	一宮市役所尾西庁舎東館	毎月第3水曜日	午後1時～4時
	稲沢市総合文化センター	毎月第3金曜日	午後1時～4時
	北名古屋市社会福祉協議会本所	毎月第3木曜日	午後1時～4時
北 尾 張	清須市役所本庁舎	毎月第3火曜日	午後1時～4時
	江南地域情報センター	毎月第2木曜日	午後1時30分～4時30分
	犬山市役所	毎月第3火曜日	午後1時～4時
	小牧市役所	毎月第3火曜日	午前9時～12時
	岩倉市役所	毎月第2木曜日	午後1時～4時
	春日井市役所	毎月第4金曜日	午後1時～4時
	大口町役場	偶数月第2木曜日	午後1時～4時
扶桑町役場	奇数月第2木曜日	午後1時～4時	

※栄市民サービスコーナー[住まいの窓口]においても毎月第1水曜日(原則)午後1時～5時の間、不動産無料相談を行っています。
 ※上記記載内容につきましては、変更される場合がございますのでご確認の上、ご来会下さい。

お問い合わせ先

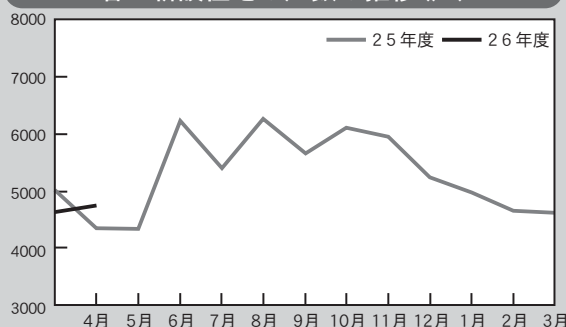
(公社)愛知県宅地建物取引業協会 不動産無料相談所 TEL: 052-523-2103

建築住宅着工統計概要(平成26年4月分)

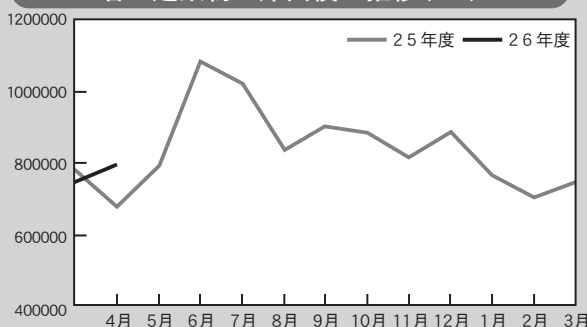
●新設住宅の着工戸数を利用関係別で見ると、対前年同月比で持家は8.7%減(1,558戸)、貸家は22.4%増(1,665戸)、給与住宅は300.0%増(8戸)、及び分譲住宅は14.6%増(1,492戸)となった。

●建築物の着工床面積を用途別で見ると、対前年同月比で居住用は4.6%減(456,421m²)、非居住用は66.6%増(338,871m²)となり、全体では、16.6%増(795,292m²)となった。

着工新設住宅の戸数の推移(戸)



着工建築物の床面積の推移(m²)



消費者への適切な情報提供に資する信頼の証 不動産キャリアパーソン

「不動産キャリアパーソン」は、実際の取引の現場で活かされる「実務」知識の修得に重点を置いた、全宅連が実施する通信教育資格講座です。物件調査をはじめ、取引実務において必須である基礎知識を、取引の流れに沿って体系的に学習し修得できます。通信教育で学習後は修了試験を受験いただきますが、試験に合格した宅建業従事者は、全宅連へ資格登録申請をされますと、全宅連から、消費者への適切な情報提供に資する信頼の証としての「不動産キャリアパーソン」資格が付与されます。

「不動産キャリアパーソン」を受講するには

- (1) 受講要件 受講要件はありません。どなたでも受講いただけます。
- (2) 受講料 ①都道府県宅建協会会員およびその従業者：8,000円+消費税
②それ以外の者：1万2,000円+消費税
※受講料は、通信教育費用、修了試験受験料(1回分)、資格登録料が含まれます。
※都道府県宅建協会の新規入会者は入会時に必ず受講いただいております(支店入会含む)。
※いったんお支払いいただいた受講料は返却できませんのでご了承下さい。
- (3) 受講期間 この講座の在籍期間(受講期間)は、教材の発送日から2ヵ月間です。2ヵ月間で、通信教育による学習、修了試験の受験までを終わらせていただきます。

「不動産キャリアパーソン」受講の流れ

- (1) 受講申込 全宅連ホームページからのインターネット受付または都道府県宅建協会の申込書受付の2種類です。
- (2) 学習 学習カリキュラムは全6単元で構成されます。学習の基本はテキストの通読ですが、テキストの内容の理解を深めるためのインターネット講義動画も視聴できます。
- (3) 修了試験 すべてのカリキュラムを学習後、各自でインターネットから修了試験の日時・会場を申し込めます(下図表)。
- (4) 合格～資格登録 合格結果は、合格者には合格証書、不合格者には再受験案内の郵送をもってお知らせします。合格者で宅建業従事者に対しては、資格登録申請書を同封しますので、必要事項に記入し、顔写真の添付とともに資格登録申請を行って下さい。
- (5) 資格付与 資格登録者に対し、「資格登録証カード」と、カード入れとしてもお使いいただけるネックストラップをお送りします。なお、ネックストラップの紐は全5色から1色をお選びいただけます。

●修了試験	
試験方式	試験会場のパソコンで受験いただきます。
試験会場	各都道府県にある日建学院の全宅連指定校舎で行われます(開始時点は全国84会場)。
試験内容	4肢択一の全40問(60分間)
合格判定	全40問の7割以上の正解で合格
不合格の場合	再度インターネットから試験日時・会場を申し込めます【別途再受験料(3,000円・税別)がかかります】。

受講者の声

改めて基本的事項を再確認できる内容でした。「初心」を取り戻せた気持ちでしょうか(笑)。県宅建協会の役員として、みなさんにこの良さを伝えていきたいと思います。

不動産業に初めて携わる人、または社員教育の一環としての活躍が適していると感じます。充実したテキスト、そして多方面の専門家が分かりやすく解説してくれる動画配信。手間がかかっているにもかかわらず、割安な料金設定は大きな魅力です。また、中堅、ベテラン社員も受講するだけの価値はあると思います。そのような人は勉強する時間がなかなか取れないと思いますが、様々なことを「再確認」する意味でも頑張って勉強していただきたいです。

お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会
TEL: 052-522-2575

HP: <http://www.zentaku.or.jp/public/training/career/index.html>

コンサルティング技能試験の受験者に朗報！ 不動産コンサルティング基礎教育講座受講案内

愛知県不動産コンサルティング協議会では、基礎教育講座を下記の日程で開催します。
不動産コンサルティング技能試験を受験しようと考えている方の受験勉強に
役立つものとなっていますので、是非参加してみてください。

公認 不動産コンサルティングマスターって？

(公財)不動産流通近代化センターが実施する「不動産コンサルティング技能試験」に合格して、不動産コンサルティング業務に関する知識があると認められた方々です。

この方たちは、「公認 不動産コンサルティングマスター」として同センターに登録されています。

公認 不動産コンサルティングマスターであれば…

以下の資格を有することとなります。

- ①「不動産特定共同事業法」における「業務管理者」となる資格
- ②「不動産投資顧問業登録規程」における「登録申請者」及び「重要な使用人」の知識についての審査基準を満たす資格
- ③「金融商品取引法」における「不動産関連特定投資運用業」を行う場合の人的要件を満たす資格

不動産コンサルティング技能試験受験資格

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①宅地建物取引主任者資格登録者で現に宅地建物取引業に従事している方、又は今後従事しようとする方
- ②不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、又は今後従事しようとする方
- ③一級建築士で、現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、又は今後従事しようとする方

不動産コンサルティング技能登録

試験合格後の技能登録のためには、受験資格①～③についての資格登録後、その業務に関する5年以上の実務経験を有すること等の要件が必要です。①～③の業務の通算(合計)で「5年以上」とすることはできません。

基礎教育講座受講内容

受講資格 宅地建物取引主任者の方ならどなたでも受講できます。

定 員 100名(各コース)

講座内容 次の3コース

受講料 (何コースでも受講可) 15,000円(各コース)

本年度も受講料を
5,000円負担します!!

※今回は、当協議会が受講料の内5,000円を負担しますので、各講座とも10,000円で受講できます。詳細につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。
※教材は受講料に含まれています。

コース名	事業・実務編	建築・法律編	税制・経済金融編
開催日	9月4日(木)	9月11日(木)	9月17日(水)
講習時間	10時00分～17時00分		
申込締切日	8月21日(木)	8月28日(木)	9月3日(水)
会場	ウインクあいち(名古屋市中村区名駅4丁目4-38)		

●申込書は宅建協会ホームページよりダウンロードして下さい。

お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 内 愛知県不動産コンサルティング協議会
〒451-0031 名古屋市西区城西5-1-14
TEL: 052-522-2575 FAX: 052-521-1838
ホームページ <http://aichi-takken.or.jp/>

宅地建物取引主任者賠償責任補償制度のご案内

年に一度の募集です。お忘れな〜！
募集締め切り
7月25日
まで！

お申し込み期限は7月25日となっております。
ぜひ、この機会にご加入いただき、ご活用下さい。

この制度は、宅地建物取引主任者が、日本国内において宅地建物取引業法に基づき遂行する業務に起因して提起された損害賠償請求について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いする制度です。

補償の対象となる業務とは、宅地建物取引主任者が適正に遂行した次の業務です。

1 宅地建物取引業法第35条に定める
「重要事項の説明等」

2 宅地建物取引業法第37条に定める
「書面の交付」

◆保険金の種類： 1. 損害賠償金 2. 訴訟、仲裁、和解または調停に関する費用 3. 損害防止軽減費用

◆補償期間：平成26年11月1日から平成27年11月1日までの1年間 ※中途加入はできませんのでご注意ください。

◆保険金と免責金額(宅地建物取引主任者1名あたり)

- 1事故につき……………5,000万円
- 補償期間中の総てん補限度額……………1億円
- 免責金額(自己負担額)……………3万円

◆保険料(宅地建物取引主任者1名あたり)

5,000円

※次年度以降の契約更新は、事前にご案内のうえ、1年ごとに継続します。

加入方法

1. 募集期間

平成26年7月1日～平成26年7月25日

2. 加入資格者

(公社)愛知県宅地建物取引業協会会員(事業所)に従事している宅地建物取引主任者

3. 加入年齢

年齢制限はありません。

4. 加入手続き

パンフレットに添付されている加入申込書と口座振替用紙に必要事項をご記入・捺印のうえ、同封の返信用封筒にてご返送下さい。

(保険料は、会員または宅地建物取引主任者個人の口座から引き落としさせていただきます。なお、事業者より引き落としした保険料は、全額損金処理が可能です。)

なお、パンフレットにつきましては、この広報誌が配送されました封筒に同封されております。詳しい内容、お問い合わせ先等は、パンフレットをご参照下さい。

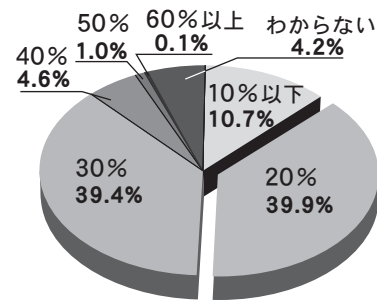
また、支払い事例につきましては、愛知宅建サポート(株)ホームページをご参照下さい。

「一人暮らしに関する意識調査」アンケート結果

全宅連・全宅保証では、平成25年12月末から平成26年2月末日にかけて全宅連・全宅保証のホームページ上で全国の18歳以上の男女を対象にした「一人暮らしに関する意識調査」を実施致しました。

今回の調査内容における、一人暮らしの部屋探しで重視する条件として「家賃の額」が重視される中、『一人暮らしで妥当と思われる月収に占める家賃の割合』についての質問では、各自の収入における20～30%の範囲との回答が全体の約8割を占め、家賃の支出を抑えたい傾向となっています。その割合を男女別にみると、20%では男性、30%では女性が多い結果となっております。これは、女性がセキュリティ設備を重視していることが家賃のプラスα要素となり、その分を加味しての結果であることが伺えます。(図表1)

図表1/一人暮らしで妥当と思われる月収に占める家賃の割合



お問い合わせ先

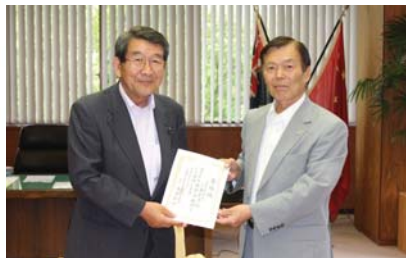
(公社)全国宅地建物取引業協会連合会

TEL: 03-5821-8111

HP: <http://www.zentaku.or.jp/index.php>

— 名古屋市長・愛知県議会議員・名古屋市会議長顧問委嘱 —

6月3日、木全会長、岡本・深谷・夏目・高山副会長、梅田専務理事は、河村たかし名古屋市長、三浦孝司愛知県議会議員、うかい春美名古屋市会議長を訪問し、顧問委嘱を行いました。皆様、不動産業は政策産業であることについてご理解いただき、顧問を快くお引き受けいただきました。



三浦孝司 愛知県議会議員



河村たかし 名古屋市市長



うかい春美 名古屋市会議長

免許更新はお早めに！支部へ書類・写真提出も必要です！

免許の更新手続きは有効期間満了日の90日前から30日前までの間に

免許の更新手続きは有効期間満了日の90日前から30日前までの間に、申請して下さい。免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、

- ①新たに免許申請をしても分担金の供託が完了するまでは数週間かかりますし、それまでは宅建業ができません。
- ②新規免許申請手続きとなりますので免許番号が(1)に戻ります。
- ③新規入会者同様の入会手続きが必要となりますので、再度、入会金等の費用がかかりますので、充分ご注意ください。

※支部によっては、免許更新のご連絡がある場合もありますが、免許更新は本人の責任のもと行う手続きですので、今一度、免許の有効期間満了日をご確認の上、手続きをして下さい。

※更新手続き後、支部へ免許権者への提出書類一式の写しをご提出頂いておりますが、添付書類のうち、宅地建物取引業に従事する者の名簿につきましてもご提出頂きますようお願い致します。

会員証用写真提出のお願い

免許更新に伴い、会員証を発行しておりますので、更新手続き後に、貼付する写真（撮影後3カ月以内）をお早めに書類とともにご提出下さい。なお、新しい会員証を受領されるまでは従前の会員証をご利用下さい。

ハトマークは宅建協会会員のシンボルマークです。



..... もっとハトマークを活用しよう!!

私たち宅建協会会員のシンボルマークである「ハトマーク」は、消費者の信頼とともに広く社会に認知されております。

会員の皆様もハトマークを店舗に掲げたり、ご使用の名刺に印刷するなどして営業活動の円滑な推進のためにご活用いただきますようお願いいたします。

●カラータイプ

	赤	緑	黒
PANTONE No.	PANTONE Red032c	PANTONE 361c	PANTONE Black c
DIC No.	DIC 198	DIC 2555	DIC 582
プロセスカラー	M100%+Y100%	C80%+Y100%	K100%
Web Safe Color	#FF0000	#009900	#000000
カッティングシートNo.	122カーマイン	425ビビッドグリーン	791ブラック

◇シンボルマークに使用する色は、指定の色を使用して下さい。印刷などの関係で指定の色とまったく同じにならない場合は、できるだけ指定色に近づけて下さい。また、新聞原稿等の1色印刷物については、スミ版タイプを使用して下さい。

◇PDF形式(27.5KB)又はJPEG形式(41.9KB)でダウンロードできますのでご利用下さい。

詳細につきましては、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会ホームページをご参照下さい。

<http://www.zentakur.or.jp/index.html>

不動産業は信頼と安心の ハトマークの宅建協会

全国約10万会員、県内約5,700社(約90%)の宅建業者が加入する
業界最大のネットワークと豊富な会員支援ツールが貴社の成功をサポートします！
不動産業をはじめめるなら、信頼と安心のハトマークの宅建協会と一緒に仕事をしましょう！

宅建協会入会メリット

- merit** ① 業界最大のネットワーク！全国47都道府県に約10万社、
県内の宅建業者約90% (約5,700社) がハトマークの仲間！
- merit** ② 営業保証金の供託免除で開業時の費用負担を大幅に軽減！
- merit** ③ 最新の業界情報をホームページ・会報誌・FAX・毎月の送付物で提供！
- merit** ④ 豊富な物件情報をリアルタイムで活用！レインズも利用できます！
- merit** ⑤ 充実の各種研修・教育制度で知識修得をバックアップ！
- merit** ⑥ 会員専用の各種契約書等書式の利用で事務負担が軽減！
- merit** ⑦ 会員向け法律相談で弁護士相談が無料！
- merit** ⑧ 取引に安心と信用を与える手付金保証制度、手付金等保管制度が利用できます！
- merit** ⑨ 県下15支部の地域ネットワークが心強い味方！
- merit** ⑩ 会員限定の長期固定・低金利の全宅住宅ローンが取り扱えます！
- merit** ⑪ 業務支援組織「愛知宅建サポート株式会社」の各種事業を利用して収益アップ！

不動産開業・入会のご相談はお気軽にご連絡下さい。

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 TEL: 052-522-2575

ハトマーク



シンボルマーク(ハトマーク)は、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。またREAL(不動産の、本当の)PARTNER(仲間、協力しあう)は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

愛知県宅建協会のホームページ

<http://www.aichi-takken.or.jp/>

Eメール: takkeninfo@aichi-takken.or.jp

- 編集 集/人材育成委員会
- 編集発行人/委員長 二村 伝治
- 発行 所/公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館
TEL: 052-522-2575(代)
平成26年6月20日発行 通巻453号

本誌内容の無断転載はご遠慮下さい。転載ご希望の方は、協会本部事務局まで必ずお問い合わせ下さい。

TEL: 052-522-2575